

各サークル、グループ、団体等の長 様

養老町教育委員会  
生涯学習課

平成29年度生涯学習サークル登録認定について

養老町では、生涯学習の振興を図るため、自主・自発的に目的を同じくする方々が、サークル、グループ、団体等を結成して学習活動を継続的に行うことに対し、側面的に支援することを目的とした「養老町生涯学習サークル登録認定」を行っています。

認定を受ける場合は、別添届出用紙に記入していただき、必要書類を添付の上、養老町教育委員会まで届けてください。内容等を調査、検討し、認定証を交付いたします。

認定を受けたサークル等は、公民館等の施設使用料が免除されます。

なお、認定期間は認定日からその年度の末日までとなり、毎年届出が必要となります。

記

1. 届出書類

- ・養老町生涯学習サークル等届（様式第1号）
- ・会員名簿
- ・規約

※様式は、養老町教育委員会 生涯学習課、中央公民館、各地区公民館にあります。

養老町教育委員会ホームページ (<http://yoro-edu.jp>) からダウンロードできます。

2. 届出先

養老町教育委員会 生涯学習課

3. 認定基準（下記のすべての要件を具備していること）

- 1 生涯学習を理解し、それぞれの目的に向け、学習活動を継続的かつ計画的に行う団体
- 2 10名以上の会員を有し、かつ会員の2/3以上が養老町民であること。  
ただし、会員が10名以下でも、町長がこの要件に適合すると認めた場合は、これに準ずる。
- 3 団体の代表者又は連絡責任者が養老町民であること。
- 4 団体の会員名簿を有すること。
- 5 団体の規約を有すること。ただし、規約が無くても申請後から半年後までに整備する事が確約できれば、その限りでない。
- 6 自らが営利事業を行い、又は他の営利団体にサークルの名称を利用させるものでないこと。
- 7 講師、指導者への謝礼は、町が主催する講座・教室等のそれと著しくかけ離れていないこと。
- 8 政治団体又は宗教団体でないこと。

※平成29年4月1日付けで認定を受ける場合は、平成29年2月28日（火）までに、生涯学習課へ届出をしてください。